

衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

2月8日（日）は投票日です。

～投票時間は午前7時から午後8時まで～

選挙は私たちの声を政治の場に届ける大切な機会です。進んで投票しましょう！

投票できる方		選挙人名簿登録基準日	令和8年（2026年）1月26日
年 齢	平成20年（2008年）2月9日までに生まれた方	住 所	令和7年（2025年）10月26日までに熊本市に転入届出をし、引き続き3か月以上熊本市に居住している方
市内間の転居	令和8年（2026年）1月16日までに転居届をした方は、 新住所地 で投票してください。 令和8年（2026年）1月17日以後に転居届をした方は、 旧住所地 で投票してください。		
転 出	熊本市の選挙人名簿に登録されている方が市外への転出届をした場合は、新住所地の選挙人名簿に登録されるまでの間は熊本市で投票できます。（転出日から4か月が経過すると投票できません。）詳しくは、各区選挙管理委員会へお問い合わせください。		

投票方法

●投票は小選挙区選挙と比例代表選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3種類があります。

- ① 小選挙区選挙 … 「候補者氏名」を投票用紙に記載してください。
- ② 比例代表選挙 … 「政党等の名称（または略称）」を投票用紙に記載してください。
- ③ 最高裁判所裁判官国民審査 … 辞めさせたい裁判官に「×」を付けてください。

●小選挙区の選挙について

中央区・東区・北区は、
「衆議院小選挙区熊本県 第1区」です。

西区・南区は、
「衆議院小選挙区熊本県 第2区」です。

投票所入場整理券について

投票所入場整理券は作成次第、ご自宅へ郵送します。

（急ぎ作成しておりますが、届くまでに時間がかかる場合がありますのでご了承ください。）

投票できる要件を満たしている方であれば、**投票所入場整理券がなくても投票できます**ので、定められた投票所へ行き、受付に申し出てください。

なお、入場整理券は同一世帯であってもお届け日が異なる場合があります。投票所が不明な方は、お住まいの区の選挙管理委員会（区役所総務企画課内）へお問い合わせください。



※図はイメージです。

選挙公報の配布について

2月6日（金）までに各戸配布（※）します。

期日までに届かない場合や汚れている場合等があれば、熊本市選挙管理委員会（☎096-328-2771）へご連絡ください。

※公示日（1月27日）に候補者から提出される原稿を印刷して作成するため、ご自宅にお届けできるのは公示日から1週間～10日程度要します。

選挙公報がお手元に届くまでは熊本市ホームページをご覧ください。また、各区役所や期日前投票所にも用意しています。

投票を支援します

コミュニケーション支援ボード

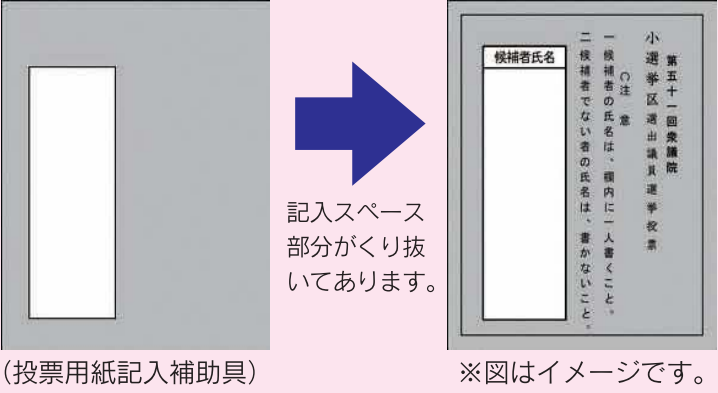
投票所で必要な支援を口頭で申し出ることが困難な方や苦手な方は、コミュニケーション支援ボードをご利用ください。投票所に用意しています。必要な支援をお申し出ください。



熊本市選挙管理委員会

投票用紙記入補助具

投票用紙の記入欄が見えにくい方は、投票用紙を補助具にはさむことで記入する位置がはっきりして、投票用紙の記入がしやすくなります。投票所に用意しています。



（投票用紙記入補助具） ※図はイメージです。

投票支援カード

熊本市ホームページからダウンロードできます。

（ホーム > さがす > 市政情報 > 選挙 > 選挙に関するお知らせ・啓発 > コミュニケーション支援ボード、投票支援カードについて）

※必要な支援を事前に記入していただき、投票所の係員に渡してください。

● 選挙に関するお問い合わせはお住まいの区の選挙管理委員会へ

中央区 選挙管理委員会 （中央区役所総務企画課内） TEL 096-328-2610 FAX 096-355-4190 不在者投票のお問い合わせ先 （1月28日から） TEL 096-328-2776 FAX 096-355-4190 〒860-8618 中央区手取本町1番1号	東区 選挙管理委員会 （東区役所総務企画課内） TEL 096-367-9121 FAX 096-367-9301 〒862-8555 東区東本町16番30号	西区 選挙管理委員会 （西区役所総務企画課内） TEL 096-329-1142 FAX 096-329-1314 〒861-5292 西区小島2丁目7番1号	南区 選挙管理委員会 （南区役所総務企画課内） TEL 096-357-4112 FAX 096-358-0110 〒861-4189 南区富合町清藤405番地3	北区 選挙管理委員会 （北区役所総務企画課内） TEL 096-272-1110 FAX 096-272-6912 〒861-0195 北区植木町岩野238番地1
---	---	---	---	---

投票日当日に仕事などで投票に行けない方は、**期日前投票**ができます。
最高裁判所裁判官国民審査は、2月1日からの投票となります。

- ## ①お住まいの区内の期日前投票所

中央区 にお住まいの方 - 市役所別館 自転車駐車場8階 - 大江公民館 - 上下水道局別館	東区 にお住まいの方 - 東区役所 - 託麻まちづくりセンター - 秋津まちづくりセンター - 東部まちづくりセンター	西区 にお住まいの方 - 西区役所（西部公民館側） - 河内まちづくりセンター - 花園まちづくりセンター	南区 にお住まいの方 - 富合まちづくりセンター （南区役所隣 アスバル富合内） - 飽田まちづくりセンター - 幸田まちづくりセンター - 南部まちづくりセンター - 天明まちづくりセンター - 城南まちづくりセンター	北区 にお住まいの方 - 北区役所 - 北部まちづくりセンター - 清水まちづくりセンター - 龍田まちづくりセンター
---	---	--	--	---

●期日前投票所ごとに「投票期間」と「投票時間」が異なりますので、ご注意ください。

投 票 所	投 票 期 間	投 票 時 間
お住まいの区内の期日前投票所（上記①参照）	1月28日(水)～2月7日(土)	午前8時30分～午後8時
ゆめタウンはません 3階 中央区、西区、南区 にお住まいの方	1月31日(土)～2月7日(土)	午前10時～午後7時
ゆめタウンサンピアン3階 東区、北区 にお住まいの方		
熊本市役所14階ロビー（中央区は除く）	2月1日(日)～2月7日(土)	午前9時～午後8時

期日前投票期間及び投票日当日に、次の理由で投票に行けない方は、**不在者投票**ができます。

- ①「不在者投票宣誓書(兼投票用紙請求書)」を取り寄せてください。(熊本市のホームページからもダウンロードできます。)
- ②「不在者投票宣誓書(兼投票用紙請求書)」を本人が直筆で記入し、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会へ持参または郵送してください。
- ③選挙管理委員会から封筒が届いたら、それを持って滞在地の選挙管理委員会へ行き、そこで投票します。
- ④滞在地の選挙管理委員会が「投票が済んだ投票用紙」をお住まいの区の選挙管理委員会へ郵送します。

※郵送等に日数を要しますので余裕を持って手続きしてください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインによる投票用紙等の請求が可能です。
 ※マイナンバーカードには、公的個人認証の電子証明書が格納されている必要があります。
 ※マイナンバーカードを読み取れるスマートフォンやICカードリーダーなどが必要です。
 詳しくは、熊本市ホームページをご確認ください。

○この制度は、各都道府県選挙管理委員会が指定した病院・施設等を通じて投票用紙などを請求し、病院・施設長等の管理する場所で投票するものです。
○直接、病院・施設等に申し出てください。
※事務手続等に日数を要しますので、早めに病院・施設等に相談してください。

- この制度は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている方で、その手帳に以下のような障がい名と等級が記載されている方、または介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。
- この制度を利用するためには、あらかじめお住まいの区の選挙管理委員会に申請し、郵便等投票証明書の交付を受けていることが必要です。
- この手続きは、随時受け付けていますが認定に日数がかかりますので早めに手続きしてください。

① 身体障害者手帳	
両下肢機能障がい	1級 もしくは 2級
体幹機能障がい	
移動機能障がい	1級 もしくは 3級
心臓機能障がい	
じん臓機能障がい	
呼吸器機能障がい	
ぼうこう・直腸機能障がい	
小腸機能障がい	1級～3級
免疫機能障がい	
肝臓機能障がい	

②介護保険被保険者証	
要介護状態区分	要介護5

③戦傷病者手帳	
両下肢機能障がい 体幹機能障がい 心臓機能障がい じん臓機能障がい 呼吸器機能障がい ぼうこう・直腸機能障がい 小腸機能障がい 肝臓機能障がい	特別項症～ 第2項症 特別項症 ↓ 第3項症

郵便による不在者投票ができる方(左記①～③に該当する方)で、さらに下記の④、⑤のいずれかに該当する方は、あらかじめ手続きをすれば代理人による記載で投票することもできます。

④ 身体障害者手帳		
上肢機能障がい		1級
視覚障がい		

⑤ 戦傷病者手帳	
上肢機能障がい	特別項症～
視覚障がい	第2項症